

平成十三年八月七日受領
答弁第一一一一号

内閣衆質一五一第一一一号

平成十三年八月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員北川れん子君提出出入国管理及び難民認定法における退去強制手続に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員北川れん子君提出出入国管理及び難民認定法における退去強制手続に関する質問に対する

答弁書

一について

平成十三年六月二十七日現在の入国者収容所及び収容場ごとの被収容者の国籍・地域別人数及び収容期間別人数は、別表一及び別表二のとおりである。

なお、札幌入国管理局、広島入国管理局下関出張所、高松入国管理局、福岡入国管理局那覇支局及び福岡入国管理局鹿児島出張所においては、同日現在の被収容者は無い。

二について

市民的及び政治的権利に関する国際規約（昭和五十四年条約第七号。以下「規約」という。）第二十八条1に基づいて設置された人権委員会（以下「委員会」という。）が我が国の第四回政府報告を検討して千九百九十八年（平成十年）十一月五日に採択した最終見解（以下「最終見解」という。）は、そのパラグラフ十九において、「委員会は、収容の厳しい条件、手錠の使用及び隔離室での収容を含む、出入国管理手続中に収容されている者に対する暴力及びセクシユアル・ハラスメントに関する申立てについて懸念

を有する。入国者収容所の被収容者は、六か月間まで、また、いくつかの事例においては二年間もそこに収容される可能性がある。委員会は、締約国が収容所の状況について再調査し、必要な場合には、その状況を規約第七条及び第九条に合致させるための措置を採ることを勧告する。」と述べ、御指摘のよう「行政手続による長期の収容が自由権規約に反する」とは述べていない。政府としては、収容が長期にわたることをもって、直ちに規約に反するものではないと考えている。なお、入国管理局においては、退去強制手続によって収容された者について、収容期間が長期にわたるため、その者の年齢及び健康状態等にかんがみ、身体の拘束を解く必要が生じたときには、仮放免制度を弾力的に運用するなどして対応することとしている。

また、最終見解には、お尋ねのような「退去強制手続において全件収容主義が自由権規約に反する」という指摘は存在しない。

三について

お尋ねの各収容施設における被収容者の運動については、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第六十一条の七第六項に基づき定められた被収容者処遇規則

(昭和五十六年法務省令第五十九号。以下「処遇規則」という。)第二十八条に、「所長等は、被收容者に毎日戸外の適当な場所で運動する機会を与えなければならない。ただし、荒天のとき又は收容所等の保安上若しくは衛生上支障があると認めるときは、この限りでない。」と規定されているところ、收容所等の所長等は、保安上の支障から毎日戸外の適当な場所で運動する機会を与えることは困難であるものの、被收容者に対し極力運動の機会を与える配慮をしている。

具体的には、入国者收容所においては、戸外の運動場において、一週間に三回から五回程度、一回当たり三十分間から四十分間程度の運動の機会を与えているほか、一週間に二回から七回程度、時間と行動区域を限定して居室から出ることを認め、施設内の多目的ホールで他の居室の者と卓球などの軽い運動をするなどの機会を与えるいわゆる開放処遇を実施している。また、地方入国管理局においては、構造上戸外の運動場がない施設を除き、一週間に二回から五回程度、一回当たり十五分間から三十分間程度の運動の機会を与えており、構造上戸外の運動場がない施設では、早期に退去強制できる見込みがない者について、極力入国者收容所に移して運動の機会を与える配慮をしている。

四について

お尋ねの入浴については、処遇規則第二十九条に、「所長等は、被收容者の衛生に留意し、適宜入浴させるほか、清掃及び消毒を励行し、食器及び寝具等についても充分清潔を保持するように努めなければならない。」と規定されていることに基づき、各收容施設において、一週間に二回以上入浴する機会を与えることとしており、一人一回当たりの入浴時間は十分間から二十分間程度である。また、処遇規則第四十条の二第一項には、「所長等は、女子の被收容者の身体及び衣類の検査並びに入浴の立会は、女子の入国警備官に行わせなければならない。ただし、女子の入国警備官が不在の場合は、入国警備官以外の女子の職員を指名して、その者に行わせることができる。」と規定されていることから、同項に基づき、女子の被收容者の入浴の立会については、女子の入国警備官等が行っている。また、男子の被收容者の入浴の立会については、明文の規定はないものの、男子の入国警備官が行っている。

五について

お尋ねの診療については、り病又は負傷した被收容者に対して医師による必要な診療を受けることを保障することは收容施設の長としての当然の責務であり、処遇規則第三十条第一項にも「所長等は、被收容者がり病し、又は負傷したときは、医師の診療を受けさせ、病状により適当な措置を講じなければならない

い。」と規定されている。このため、医師が常駐していない収容施設においては、り病又は負傷した被収容者を必要に応じて外部の医療施設に連れて行くなどして診療を受けさせ、医師が常駐している収容施設においても、当該医師の専門又は設備等の制約により、当該医師又は施設では十分な対応ができない疾病等の診療については、外部の医療施設に連れて行くなどして専門医による診療を受けさせており、費用は国が負担している。

また、被収容者が収容施設の提供する診療では十分ではないとして自費で外部の医師による診療を求めるときには、所長等は、収容施設に常駐する医師等の助言及び指導を受けて、その必要があれば処遇規則第四十条に基づき入国警備官の看守の下に外出を許可し、専門医の診療を受けさせることとしている。

六について

法務大臣が入管法第五十条第一項に基づき在留を特別に許可した案件については、許可の事由に基づく分類は行っていないが、平成三年から平成十二年までの各年の在留資格別の件数は別表三のとおりである。

七について

お尋ねの「再上陸拒否期間について定めた入管法第五条第九項は『両親につき従って』など本人の意思

と関わりなく本邦に不法入国・不法上陸・不法滞在することとなる。」の趣旨が必ずしも明らかではないが、上陸拒否期間について規定した入管法第五条第一項第九号は、同号所定の事由に該当する者であれば、未成年者であっても適用される。

八について

被收容者が成年であると未成年であることを問わず、收容令書又は退去強制令書によって收容することができる場所については、入管法第四十一条第二項、第五十二条第五項及び第五十五条第四項の規定に基づき、入国者收容所、收容場のほか、法務大臣又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所として、出入国管理及び難民認定法による收容令書又は退去強制令書によって收容することができる場所（昭和二十八年法務省告示第三百六十八号）により医療法（昭和二十三年法律第二百五号）にいう病院、診療所又は助産所、検疫所、警察署及び收容される者が乗ってきた船舶等とされており、平成十三年六月二十七日現在、入国者收容所又は收容場以外に未成年者を收容している場所はない。

九について

お尋ねの各收容施設における被收容者からの通信希望について、平成三年から平成十二年までの各年の

収容施設ごとの通信（通信文）・通話（電話）別の取扱件数（被収容者による通信文又は電話の発信申出を取り扱った件数及び外部から被収容者への通信文を取り扱った件数）、実行件数（被収容者が実際に通信文の発受又は通話を行った件数）及び非実行件数（被収容者が通信文若しくは電話の発信申出を取り下げ又は所長等が通信文を領置し若しくは電話の発信を許可しなかった件数）は、別表四のとおりである。

被収容者による通信文又は電話の発信申出についてはその理由を付することとしないので、お尋ねの「申請の理由」については把握していない。

一〇について

被収容者から民事訴訟又は行政訴訟の裁判出廷のための外出申出があつた場合は、入国者収容所長又は地方入国管理局長が処遇規則第四十条第一項に従い判断することになるところ、民事訴訟又は行政訴訟においては、訴訟代理人によつて訴訟を遂行することが可能であること、訴訟中のすべての被収容者に対し裁判に出廷するための外出を認めた場合には、処遇規則第四十条第二項の規定により看守のために入国警備官を配置することが必要となり、入国警備官の人数との関係上、公務の遂行に支障を生ずるおそれがあることなどから、一般的にはこれを許可していない。

もつとも、被收容者に対して退去強制令書が発付されている場合は、入管法第五十二条第三項の規定に基づき速やかに送還しなければならぬところであるが、送還実施までの間に裁判所が被收容者の收容さ
れている施設において期日外尋問を行う決定をしている場合においては、期日外尋問の終了まで送還を見
合わせる事として被收容者の裁判を受ける権利を阻害することのないよう配慮している。

別表一 国籍・地域別人数

一 東日本入国管理センター

国籍・地域	収容人数
中国	八九人
フィリピン	二六人
イラン	二二人
タイ	二一人
ミャンマー	二一人
バングラデシュ	一七人
韓国	一六人
ネパール	一人
ペルー	九人
スリ・ランカ	八人
インド	七人
パキスタン	七人
コロンビア	六人

国籍・地域	収容人数
ナイジェリア	六人
ブラジル	五人
マレーシア	五人
インドネシア	三人
ガーナ	三人
トルコ	二人
ブルンディ	二人
ロシア	二人
イギリス	一人
ウガンダ	一人
ウクライナ	一人
ウズベキスタン	一人
コスタ・リカ	一人

国籍・地域	収容人数
シンガポール	一人
テュニジア	一人
ボリヴィア	一人
ホンデュラス	一人
南アフリカ共和国	一人
メキシコ	一人
モンゴル	一人
ラオス	一人
リベリア	一人
合計	三〇二人

注 「中国」の人数には中華人民共和国及び台湾を含む（以下別表一において同じ。）。

二 西日本入国管理センター

国籍・地域	収容人数
中国	一一〇人
韓国	四三人
フィリピン	一六人
ペルー	一四人
タイ	一二人
ミャンマー	七人
ブラジル	五人
イラン	四人
コロンビア	四人
スリ・ランカ	四人
ネパール	四人
ヴェトナム	三人
ウガンダ	三人

国籍・地域	収容人数
インドネシア	二人
エチオピア	二人
米 国	二人
スーダン	一人
ナイジェリア	一人
パキスタン	一人
バングラデシュ	一人
モザンビーク	一人
合 計	二四〇人

三 大村入国管理センター

国籍・地域	収容人数
中国	二二九九人
タイ	九人
イラン	八人
フィリピン	六人
韓国	五人
コロンビア	一人
チリ	一人
合計	二六九人

四 仙台入国管理局

国籍・地域	収容人数
スリ・ランカ	二人
中国	一人
合計	三人

五 東京入国管理局

国籍・地域	収容人数
中国	一一五人
フィリピン	五五人
バングラデシュ	四九人
タイ	四五人
韓国	四四人
イラン	一八人
パキスタン	一七人
インド	一六人
インドネシア	一二人
ミャンマー	一二人
スリ・ランカ	一〇人
ブラジル	九人
ペルー	八人
ネパール	六人

国籍・地域	収容人数
ナイジェリア	五人
マレーシア	五人
ウズベキスタン	四人
ガーナ	四人
ロシア	四人
コロンビア	三人
トルコ	三人
ヴェトナム	一人
エクアドル	一人
エチオピア	一人
グアテマラ	一人
シンガポール	一人
セネガル	一人
テュニジア	一人

国籍・地域	収容人数
ドイツ	一人
無国籍	一人
合計	四五三人

六 東京入国管理局成田空港支局

国籍・地域	収容人数
中国	一人
インドネシア	七人
フィリピン	四人
韓国	三人
セネガル	二人
イラン	一人
コロンビア	一人
タイ	一人
ブラジル	一人
ロシア	一人
合計	三二人

七 東京入国管理局横浜支局

国籍・地域	収容人数
中国	九人
マレーシア	五人
タイ	四人
フィリピン	四人
イラン	三人
韓国	二人
パキスタン	二人
バングラデシュ	二人
ペルー	二人
ヴェトナム	一人
コロンビア	一人
ボリビア	一人
ホンデュラス	一人
ミャンマー	一人
モリシヤス	一人
合計	三九人

八 名古屋入国管理局

国籍・地域	収容人数
韓国	二人
フィリピン	二人
中国	一人
パキスタン	五人
ペルー	五人
イラン	三人
タイ	二人
ブラジル	二人
ヴェトナム	一人
トルコ	一人
メキシコ	一人
合計	七三人

九 大阪入国管理局

国籍・地域		収容人数
韓国		一五人
中国		五人
フィリピン		五人
ロシア		三人
タイ		二人
ヴェトナム		一人
カナダ		一人
チリ		一人
ホンデュラス		一人
合計		三四人

十 大阪入国管理局関西空港支局

国籍・地域		収容人数
中国		二人
合計		二人

十一 大阪入国管理局神戸支局

国籍・地域		収容人数
韓国		一〇人
中国		四人
スリ・ランカ		一人
タイ		一人
ブラジル		一人
ペルー		一人
合計		一八人

十二 広島入国管理局

国籍・地域		収容人数
タイ		五人
中国		一人
合計		六人

十三 福岡入国管理局

国籍・地域	収容人数
パキスタン	七人
バングラデシュ	六人
中国	五人
韓国	四人
フィリピン	二人
ルーマニア	一人
合計	二五人

別表二 収容期間別人数

一 東日本入国管理センター

収容期間別	収容人数
一日以上一〇日未満	七四人
一〇日以上五〇日未満	一五二人
五〇日以上一〇〇日未満	二六人
一〇〇日以上二五〇日未満	一人
一五〇日以上二〇〇日未満	九人
二〇〇日以上二五〇日未満	一人
二五〇日以上三〇〇日未満	六人
三〇〇日以上三五〇日未満	五人
三五〇日以上四〇〇日未満	二人
四〇〇日以上四五〇日未満	二人
四五〇日以上五〇〇日未満	二人
五〇〇日以上八五〇日未満	一人
合計	三〇二人

二 西日本入国管理センター

収容期間別	収容人数
一日以上一〇日未満	八五人
一〇日以上五〇日未満	一二五人
五〇日以上一〇〇日未満	一四人
一〇〇日以上二五〇日未満	六人
一五〇日以上三〇〇日未満	三人
三〇〇日以上三五〇日未満	三人
三五〇日以上四〇〇日未満	一人
四〇〇日以上四五〇日未満	二人
四五〇日以上五〇〇日未満	一人
合計	二四〇人

三 大村入国管理センター

収容期間別	収容人数
一日以上一〇日未満	八五人
一〇日以上五〇日未満	一五四人
五〇日以上一〇〇日未満	九人
一〇〇日以上一五〇日未満	一九人
一五〇日以上二〇〇日未満	一人
二〇〇日以上三五〇日未満	一人
合計	二六九人

四 仙台入国管理局

收容期間別		收容人数
一日以上一〇日未満		三人
合計		三人

五 東京入国管理局

收容期間別		收容人数
一日以上一〇日未満		二五四人
一〇日以上五〇日未満		一七三人
五〇日以上一〇〇日未満		一七人
一〇〇日以上一五〇日未満		三人
一五〇日以上二〇〇日未満		四人
二〇〇日以上二五〇日未満		二人
合計		四五三人

六 東京入国管理局成田空港支局

收容期間別		收容人数
一日以上一〇日未満		二八人
一〇日以上五〇日未満		四人
合計		三二人

七 東京入国管理局横浜支局

收容期間別		收容人数
一日以上一〇日未満		二〇人
一〇日以上五〇日未満		一九人
合計		三九人

八 名古屋入国管理局

收容期間別		收容人数
一日以上一〇日未満		五二人
一〇日以上五〇日未満		二〇人
五〇日以上一〇〇日未満		一人
合計		七三人

九 大阪入国管理局

收容期間別		收容人数
一日以上一〇日未満		二七人
一〇日以上五〇日未満		七人
合計		三四人

十 大阪入国管理局関西空港支局

收容期間別		收容人数
一日以上一〇日未満		二人
合計		二人

十一 大阪入国管理局神戸支局

收容期間別		收容人数
一日以上一〇日未満		一二人
一〇日以上五〇日未満		六人
合計		一八人

十二 広島入国管理局

收容期間別		收容人数
一日以上一〇日未満		六人
合計		六人

十三 福岡入国管理局

收容期間別		收容人数
一日以上一〇日未満		二五人
合計		二五人

別表三 在留特別許可の在留資格別内訳

年 別	総 数	付 与 さ れ た 在 留 資 格 の 内 訳		
		日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定 住 者
平成三年	四〇一件	一四三件	四八件	二〇九件
平成四年	四七八件	二〇〇件	一〇二件	一七四件
平成五年	四六一件	二五四件	五九件	一四六件
平成六年	六二九件	四二〇件	四三件	一六二件
平成七年	七八九件	五九五件	四六件	一四四件
平成八年	一、五一一件	一、二二八件	五三件	二二二件
平成九年	一、四三一件	一、二一二件	三九件	一七七件
平成十年	二、四九七件	二、二四八件	一九件	二一八件
平成十一年	四、三一八件	三、九六三件	一〇四件	二四五件
平成十二年	六、九三〇件	六、二五九件	一七三件	四八七件
				そ の 他
				一 一 件

別表四 通信・通話に係る取扱件数及び実行件数

一 東日本入国管理センター

年 別	種 別	取 扱 件 数	実 行 件 数	非 実 行 件 数
平成三年	通話	統計なし	九一二件	統計なし
平成四年	通話	同右	二、二〇二件	同右
平成五年	通話	同右	九四二件	同右
平成六年	通話	同右	二、八七九件	同右
平成七年	通話	同右	一、四二六件	同右
平成八年	通話	同右	三、三六二件	同右
平成九年	通話	同右	三、一八四件	同右
平成十年	通話	同右	一、五五一件	同右
平成十一年	通話	同右	三、六二四件	同右
平成十二年	通話	同右	三、二一三件	同右
平成三年	通信	七、一六三件	七、〇二三件	同右
平成四年	通信	五、〇九六件	五、〇八三件	同右
平成五年	通信	一、七五〇件	一、七五〇件	同右
平成六年	通信	五、二〇五件	五、一六五件	同右
平成七年	通信	一、〇一五二件	八、八二五件	同右
平成八年	通信	六、六九八件	六、六九八件	同右
平成九年	通信	七、五八三件	七、〇三四件	同右
平成十年	通信	七、〇三三件	七、〇三三件	同右
平成十一年	通信	四、五八〇件	三、九四三件	九〇六件
平成十二年	通信	五、四三二件	五、四一〇件	九〇六件
平成十一年	通信	五、〇一二件	四、六三〇件	九八八件
平成十二年	通信	六、一〇二件	六、〇九一件	一一一件
平成十二年	通話	七、九〇一件	七、六九三件	一一、五五六件

注一 東日本入国管理センターは、平成五年十二月に開設され、平成十一年十一月から収容定員が四四九人となつてゐる。同センター開設以前のもの、横浜入国者収容所における件数である。

注二 取扱件数については平成四年、非実行件数については平成九年以前の統計はない。

注三 通話については、一件の通話先に対して複数回の通話を実施する場合があることなどから、取扱件数と実行件数は必ずしも対応しない。

二 西日本入国管理センター

年 別	種 別	取扱件数	実行件数	非実行件数
平成七年	通話	三一件	三一件	統計なし
	通信	二二件	二二件	
平成八年	通話	一、三一〇件	一、三一〇件	同右
	通信	一、四二九件	一、四二九件	
平成九年	通話	一、九五二件	一、九五二件	同右
	通信	四、一四七件	四、一四七件	
平成十年	通話	三、一〇二件	三、一〇二件	一、一九一件
	通信	六、九五八件	六、九五八件	
平成十一年	通話	三、三四八件	三、三四八件	六三〇件
	通信	四、九六九件	四、九六七件	
平成十二年	通話	三、五三七件	三、五三七件	六九五件
	通信	四、二二八件	四、二二八件	

注一 西日本入国管理センターは、平成七年十一月に開設され、平成十一年七月から収容定員が三〇〇人となっている。

二 非実行件数については平成九年以前の統計はない。

三 通話については、一件の通話先に対して複数回の通話を実施する場合があることなどから、取扱件数と実行件数は必ずしも対応しない。

三 大村入国管理センター

年 別	種 別	取扱件数	実行件数	非実行件数
平成三年	通話	統計なし	四、二八二件	統計なし
平成四年	通話	同右	五、七九六件	同右
平成五年	通話	同右	四、七四一件	同右
平成六年	通話	三、三〇四件	三、三〇四件	同右
平成七年	通話	三、二八六件	三、二八六件	同右
平成八年	通話	二、五五三件	二、五五三件	同右
平成九年	通話	六、二七九件	六、二七九件	同右
平成十年	通話	一、七一二件	一、七〇八件	同右
平成十一年	通話	二二、三二六件	二二、三一六件	同右
平成十二年	通話	一、四二二件	一、六一一件	同右

注一 大村入国管理センターは、平成八年九月から収容定員が八〇〇人となつてゐる。
 二 取扱件数については平成四年以前、非実行件数については平成十年以前の統計はない。
 三 通話については、一件の通話先に対して複数回の通話を実施する場合があることなどから、取扱件数と実行件数は必ずしも対応しない。

四 札幌入国管理局

年 別	種 別	取 扱 件 数	実 行 件 数	非 実 行 件 数
平成三年	通話	統計なし	二件	統計なし
平成三年	通話	同右	四件	同右
平成三年	通話	同右	〇件	同右
平成四年	通話	同右	一件	同右
平成五年	通話	二件	二件	同右
平成五年	通話	六件	六件	同右
平成五年	通話	六件	六件	同右
平成六年	通話	七件	七件	同右
平成六年	通話	一件	一件	同右
平成七年	通話	六件	六件	同右
平成七年	通話	五件	五件	同右
平成八年	通話	一件	一件	同右
平成八年	通話	三件	三件	同右
平成八年	通話	六件	六件	同右
平成九年	通話	三件	三件	同右
平成十年	通話	〇件	〇件	〇件
平成十年	通話	一件	一件	〇件
平成十年	通話	四件	四件	〇件
平成十一年	通話	一件	一件	〇件
平成十一年	通話	三件	三件	〇件
平成十二年	通話	八件	八件	〇件

注一 取扱件数については平成四年以前、非実行件数については平成九年以前の統計はない。
 注二 通話については、一件の通話先に対して複数回の通話を実施する場合があることなどから、取扱件数と実行件数は必ずしも対応しない。

五 仙台入国管理局

年 別	種 別	取 扱 件 数	実 行 件 数	非 実 行 件 数
平成三年	通話	統計なし	〇件	統計なし
平成三年	通信	同 右	三件	同 右
平成四年	通話	同 右	〇件	同 右
平成四年	通信	同 右	五四件	同 右
平成五年	通話	二四件	二四件	同 右
平成五年	通信	二四件	二四件	同 右
平成六年	通話	四〇件	三九件	同 右
平成六年	通信	二件	一件	同 右
平成七年	通話	三三件	三三件	同 右
平成七年	通信	〇件	〇件	同 右
平成八年	通話	一五件	一五件	同 右
平成八年	通信	二件	二件	同 右
平成九年	通話	一〇件	一〇件	同 右
平成九年	通信	五件	五件	同 右
平成十年	通話	一件	一件	〇件
平成十年	通信	〇件	〇件	〇件
平成十一年	通話	二件	二件	〇件
平成十一年	通信	七件	七件	〇件
平成十二年	通話	一件	一件	〇件

注一 取扱件数については平成四年以前、非実行件数については平成九年以前の統計はない。
 注二 通話については、一件の通話先に対して複数回の通話を実施する場合があることなどから、取扱件数と実行件数は必ずしも対応しない。

六 東京入国管理局

年 別	種 別	取 扱 件 数	実 行 件 数	非 実 行 件 数
平成三年	通 信	統計なし	六〇三件	統計なし
平成四年	通 信	同 右	一、六二三件	同 右
平成五年	通 信	同 右	一、六二三件	同 右
平成六年	通 信	五、一七〇件	三、〇八九件	同 右
平成七年	通 信	七〇四件	五、一七〇件	同 右
平成八年	通 信	一三、七七〇件	七〇四件	同 右
平成九年	通 信	一三、〇八七件	一三、七七〇件	同 右
平成十年	通 信	一三、〇八七件	一三、〇八七件	同 右
平成十一年	通 信	一三、〇八七件	一三、〇八七件	同 右
平成十二年	通 信	一三、〇八七件	一三、〇八七件	同 右

注一 東京入国管理局の収容定員は、平成五年六月から四五〇人となっている。
 二 取扱件数については平成四年以前、非実行件数については平成九年以前の統計はない。
 三 通話については、一件の通話先に対して複数回の通話を実施する場合があることなどから、取扱件数と実行件数は必ずしも対応しない。

七 東京入国管理局成田空港支局

年 別	種 別	取 扱 件 数	実 行 件 数	非 実 行 件 数
平成三年	通話	統計なし	五件	統計なし
平成四年	通話	同 右	二一件	同 右
平成五年	通話	同 右	三七件	同 右
平成六年	通話	同 右	一〇五件	同 右
平成七年	通話	同 右	三六件	同 右
平成八年	通話	同 右	一〇四件	同 右
平成九年	通話	同 右	一〇〇件	同 右
平成十年	通話	同 右	一〇〇件	同 右
平成十一年	通話	同 右	一〇〇件	同 右
平成十二年	通話	同 右	一〇〇件	同 右

注一 取扱件数については平成四年以前、非実行件数については平成九年以前の統計はない。
 注二 通話については、一件の通話先に対して複数回の通話を実施する場合があることなどから、取扱件数と実行件数は必ずしも対応しない。

八 東京入国管理局横浜支局

年 別	種 別	取 扱 件 数	実 行 件 数	非 実 行 件 数
平成三年	通話	統計なし	二件	統計なし
平成三年	通話	同 右	三二件	同 右
平成三年	通話	同 右	同 右	同 右
平成四年	通話	同 右	〇件	同 右
平成四年	通話	同 右	〇件	同 右
平成五年	通話	五九件	五八件	同 右
平成五年	通話	四七三件	四四五件	同 右
平成六年	通話	一一件	一一件	同 右
平成六年	通話	八四件	八四件	同 右
平成七年	通話	二四七件	二四五件	同 右
平成七年	通話	七四一件	七四一件	同 右
平成八年	通話	三五七件	三五七件	同 右
平成八年	通話	九二五件	九二五件	同 右
平成八年	通話	五七七件	五七二件	同 右
平成九年	通話	九七三件	九七三件	同 右
平成九年	通話	四九一件	四九一件	同 右
平成十年	通話	一、四三八件	一、四三八件	〇件
平成十年	通話	六一一件	六一一件	〇件
平成十一年	通話	九六三件	九六三件	〇件
平成十一年	通話	八二〇件	八二〇件	〇件
平成十二年	通話	一、四四九件	一、四四九件	〇件

注一 取扱件数については平成四年以前、非実行件数については平成九年以前の統計はない。
 注二 通話については、一件の通話先に対して複数回の通話を実施する場合があることなどから、取扱件数と実行件数は必ずしも対応しない。

十 大阪入国管理局

年 別	種 別	取 扱 件 数	実 行 件 数	非 実 行 件 数
平成三年	通話	統計なし	一〇四件	統計なし
平成四年	通話	同 右	四六三件	同 右
平成五年	通話	同 右	二〇六件	同 右
平成六年	通話	同 右	五二二件	同 右
平成七年	通話	同 右	二〇六件	同 右
平成八年	通話	同 右	八七二件	同 右
平成九年	通話	同 右	一四五件	同 右
平成十年	通話	同 右	一四五件	同 右
平成十一年	通話	同 右	一四五件	同 右
平成十二年	通話	同 右	一四五件	同 右

注一 取扱件数については平成四年以前、非実行件数については平成九年以前の統計はない。
 注二 通話については、一件の通話先に対して複数回の通話を実施する場合があることなどから、取扱件数と実行件数は必ずしも対応しない。

十一 大阪入国管理局関西空港支局

年 別	種 別	取 扱 件 数	実 行 件 数	非 実 行 件 数
平成六年	通話	八件	八件	統計なし
	通信	四九件	四九件	
平成七年	通話	九件	九件	同右
	通信	二四件	二四件	
平成八年	通話	六件	六件	同右
	通信	七件	七件	
平成九年	通話	三四件	三四件	同右
	通信	四五件	四五件	
平成十年	通話	四四件	四四件	同右
	通信	七三件	七三件	
平成十一年	通話	一一件	一一件	同右
	通信	四三件	四三件	
平成十二年	通話	一五件	一五件	同右
	通信	二一件	二一件	

注一 大阪入国管理局関西空港支局は、平成六年九月に開設された。
 注二 非実行件数については平成九年以前の統計はない。
 注三 通話については、一件の通話先に対して複数回の通話を実施する場合があることなどから、取扱件数と実行件数は必ずしも対応しない。

十二 大阪入国管理局神戸支局

年 別	種 別	取 扱 件 数	実 行 件 数	非 実 行 件 数
平成三年	通話	統計なし	一三件	統計なし
	通信	同 右	六七件	同 右
平成四年	通話	同 右	一六件	同 右
	通信	同 右	一九件	同 右
平成五年	通話	三八件	三七件	同 右
	通信	九二件	九〇件	同 右
平成六年	通話	三四件	三四件	同 右
	通信	七七件	七七件	同 右
平成七年	通話	二件	二件	同 右
	通信	四件	四件	同 右
平成八年	通話	五件	五件	同 右
	通信	三九件	三九件	同 右
平成九年	通話	七〇件	七〇件	同 右
	通信	三三三件	三三三件	同 右
平成十年	通話	一〇三件	一〇三件	〇件
	通信	二五九件	二五九件	二八件
平成十一年	通話	一七八件	一七八件	〇件
	通信	三三三件	三三三件	三一一件
平成十二年	通話	九三件	八七件	六件
	通信	一八四件	一八六件	一四件

注一 取扱件数については平成四年以前、非実行件数については平成九年以前の統計はない。
 注二 通話については、一件の通話先に対して複数回の通話を実施する場合があることなどから、取扱件数と実行件数は必ずしも対応しない。

十三 広島入国管理局

年 別	種 別	取 扱 件 数	実 行 件 数	非 実 行 件 数
平成三年	通話	統計なし	〇件	統計なし
	通信	右	二件	右
平成四年	通話	同	四件	同
	通信	同	同	同
平成五年	通話	同	一〇件	同
	通信	四一件	四一件	同
平成六年	通話	二七件	二七件	同
	通信	二七件	二七件	同
平成七年	通話	七一件	七〇件	同
	通信	二〇件	二〇件	同
平成八年	通話	二〇件	二〇件	同
	通信	七件	七件	同
平成九年	通話	三〇件	二七件	同
	通信	六件	六件	同
平成十年	通話	一二件	一件	同
	通信	七件	七件	〇件
平成十一年	通話	三件	三件	統計なし
	通信	七件	七件	〇件
平成十二年	通話	二二件	二二件	〇件
	通信	四六件	三九件	九件

注一 取扱件数については平成四年以前、非実行件数については平成九年以前の統計はなく、また、平成十年及び平成十一年の通話に係る統計もない。

注二 通話については、一件の通話先に対して複数回の通話を実施する場合があることなどから、取扱件数と実行件数は必ずしも対応しない。

十四 広島入国管理局下関出張所

年 別	種 別	取扱件数	実行件数	非実行件数
平成三年	通話	統計なし	〇件	統計なし
平成四年	通話	同右	二件	同右
平成五年	通話	〇件	〇件	同右
平成六年	通話	三件	三件	同右
平成七年	通話	〇件	〇件	同右
平成八年	通話	四件	四件	同右
平成九年	通話	〇件	一件	同右
平成十年	通話	〇件	〇件	同右
平成十一年	通話	〇件	〇件	〇件
平成十二年	通話	〇件	〇件	〇件

注一 取扱件数については平成四年以前、非実行件数については平成九年以前の統計はない。
 注二 通話については、一件の通話先に対して複数回の通話を実施する場合があることなどから、取扱件数と実行件数は必ずしも対応しない。

十五 高松入国管理局

年 別	種 別	取 扱 件 数	実 行 件 数	非 実 行 件 数
平成三年	通話	統計なし	〇件	統計なし
	通信	同 右	〇件	同 右
平成四年	通話	同 右	〇件	同 右
	通信	同 右	〇件	同 右
平成五年	通話	〇件	〇件	同 右
	通信	一件	一件	同 右
平成六年	通話	八件	八件	同 右
	通信	一二件	〇件	同 右
平成七年	通話	〇件	〇件	同 右
	通信	一件	一件	同 右
平成八年	通話	〇件	〇件	同 右
	通信	五件	五件	同 右
平成九年	通話	〇件	〇件	同 右
	通信	一件	一件	同 右
平成十年	通話	〇件	〇件	同 右
	通信	四件	三件	一件
平成十一年	通話	〇件	〇件	〇件
	通信	一件	一件	〇件
平成十二年	通話	二件	二件	〇件
	通信	一件	一件	〇件

注一 取扱件数については平成四年以前、非実行件数については平成九年以前の統計はない。
 注二 通話については、一件の通話先に対して複数回の通話を実施する場合があることなどから、取扱件数と実行件数は必ずしも対応しない。

十六 福岡入国管理局

年 別	種 別		取扱件数	実行件数	非実行件数
平成三年	通話	通信	統計なし	四件	統計なし
平成四年	通話	通信	同右	四七〇件	同右
平成五年	通話	通信	同右	四二二件	同右
平成六年	通話	通信	一一二件	一〇四件	同右
平成六年	通話	通信	四八件	四八件	同右
平成六年	通話	通信	九七件	九一件	同右
平成七年	通話	通信	三六件	三六件	同右
平成七年	通話	通信	九件	八件	同右
平成八年	通話	通信	八〇件	八〇件	同右
平成八年	通話	通信	四件	四件	同右
平成九年	通話	通信	二一五件	二一四件	同右
平成九年	通話	通信	三五件	三五件	同右
平成十年	通話	通信	二九七件	二九七件	〇件
平成十年	通話	通信	一八五件	一八四件	一件
平成十一年	通話	通信	二五〇件	二五〇件	〇件
平成十一年	通話	通信	一三九件	一三九件	〇件
平成十一年	通話	通信	一七九件	一七九件	〇件
平成十二年	通話	通信	一三一件	一二七件	四件

注一 取扱件数については平成四年以前、非実行件数については平成九年以前の統計はない。
 注二 通話については、一件の通話先に対して複数回の通話を実施する場合があることなどから、取扱件数と実行件数は必ずしも対応しない。

十八 福岡入国管理局鹿児島出張所

年 別	種 別	取 扱 件 数	実 行 件 数	非 実 行 件 数
平成三年	通話	統計なし	○件	統計なし
	通信	同右	○件	同右
平成四年	通話	同右	○件	同右
	通信	同右	○件	同右
平成五年	通話	○件	○件	同右
	通信	○件	○件	同右
平成六年	通話	○件	○件	同右
	通信	○件	○件	同右
平成七年	通話	○件	○件	同右
	通信	○件	○件	同右
平成八年	通話	二件	二件	同右
	通信	○件	○件	同右
平成九年	通話	○件	○件	同右
	通信	○件	○件	同右
平成十年	通話	○件	○件	○件
	通信	○件	○件	○件
平成十一年	通話	○件	○件	○件
	通信	○件	○件	○件
平成十二年	通話	○件	○件	○件
	通信	○件	○件	○件

注一 取扱件数については平成四年以前、非実行件数については平成九年以前の統計はない。
 二 通話については、一件の通話先に対して複数回の通話を実施する場合があることなどから、取扱件数と実行件数は必ずしも対応しない。